

7.2. 安定性

7.2.1. 評価方法

構造については、50年に一度の台風に耐えうる構造であるかについて評価を行った。「東京湾沿岸海岸保全基本計画[千葉県区間]」は、侵食、高波及び高潮に対する施設整備、津波対策などについて提示したものである。

海岸防護について、防護すべき地域、防護水準等の海岸防護の目標の検討にあたり、高潮、波浪、津波、海岸浸食等を対象としている。このうち、波浪の防護水準として、原則として50年再現確率相当の波浪に対して防護することを目標としている。

三番瀬における干潟的環境の整備にあたっては、これを踏まえて構造の検討を行うことを前提とすることとした。

砂泥については、構造物で波浪を防いだうえでの砂の安定性や生物の定着を検証した平成21年度の市川海岸塩浜地区護岸整備箇所における砂付け試験の結果から、A.P.O. 5mに維持されていたこと、また、安定勾配として1/100程度で維持されると推測した。

そのうえで、これらを踏まえて、整備後およそ5年を経過したのちの干潟の断面を推定した。

2-3 海岸防護の目標

海岸保全の基本理念を踏まえ、防護すべき地域、防護水準など海岸防護の目標を以下に定める。

(1) 防護すべき地域

本計画における防護すべき地域^{注1}とは、海岸保全施設が整備されていない場合に、海岸背後の人命や財産に対して被害の発生が予想される以下の地域とする。

○高潮・波浪からの防護

防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の浸水区域。

○津波からの防護

地域防災計画で想定される津波^{注2}が来襲した場合の浸水区域。

○侵食からの防護

現在と同じ速度で 50 年間侵食が進むと想定した場合の影響区域。

(2) 防護水準

海岸に作用する高潮や波浪などの外力は、想定外のもので発生するなど、大きさに幅があり、また、その対応方法にもハード、ソフト対策など種々考えられるが、防護の目標とすべき外力水準は、以下のとおりとする。

○高潮

“ 朔望平均満潮位 ” に “ 想定される最大の偏差^{注3} ” を加えた計画高潮位に対して防護することを目標とする。

○波浪

原則として 50 年再現確率相当の波浪^{注4}に対して防護することを目標とする。

○津波

地域防災計画で想定される津波に対して防護することを目標とする。

○海岸侵食

現状の砂浜の汀線を保持することを基本的な目標とし、必要に応じて海浜勾配の維持など砂浜全体の回復を図る。

○その他

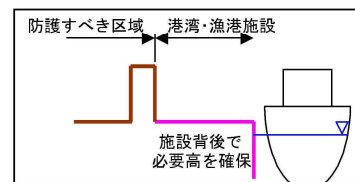
長期的には、地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化も今後想定されるが、潮位観測等を継続的に実施し、国や沿岸自治体との連携を図り、必要に応じて防護水準に加味していく。

注1) 防護すべき地域：港湾(ふ頭)や漁港などの施設では、荷役作業などに常時利用していることから、その機能を確保するための施設天端が定められており、海岸保全区域の指定外である。なお、これ以外にも土地利用の状況等から、防護対象としない区域も存在する。

注2) 地域防災計画で想定される津波：千葉県地域防災計画では、元禄地震を対象としている。

注3) 想定される最大の偏差：東京湾において高潮偏差が高くなる想定コースを 9 コース（台風 7920 号コース、伊勢湾台風コース、キティ台風コース等）を設定し、台風規模を伊勢湾台風級として高潮予測シミュレーションを行った結果より得られる、海岸毎に最大となる高潮偏差。

注4) 50 年再現確率相当の波浪：50 年に一度の高波浪。



「東京湾沿岸海岸保全基本計画[千葉県区間]」（平成 25 年、千葉県）